

## はじめに

平成21年の児童福祉法改正で里親制度も社会的養護の中核として、公的責任が問われるようになり、里親手当の倍額への引き上げとなりました。

当時の藤井家庭福祉課長より、「手当の金額も上がったため、その中から会費をいただいて里親会も自立してはどうか」というお話を受けました。

里親制度は社会的養護の中核を担う制度ということで位置づけられ、現在の児童養護施設90%、里親10%という状況を変え、将来的に里親3分の1、グループホーム・ファミリーホーム等3分の1、児童養護施設3分の1にする方向付けもされました。そういった中で、その費用（里親手当）等も大幅な改定があり、学習塾の費用等も給付されるようになりました。

さて、昨年9月に開催された第57回全国里親大会（愛知大会）で基調講演の講師であるヘネシー澄子先生の講演で、乳幼児期の特に生まれてから3日間是不快の感情ばかりに支配され、子どもにとって大変な時期ですが、母の温かい胸に抱かれて安定感を得るといふ発表があり、愛情を持って養育することの大切さを改めて感じました。

子どもはより良い児童の養育環境を目指して努力していかなければなりません。そのために、「里親ガイドライン」にもあるように、養育技術の向上が求められています。

なお、平成16年に発行した「里親ハンドブック」の改訂版を今回、「北海道里親総合支援事業」の委託業務として、助成を受け発行することとなりました。

どうか、このハンドブックが皆様の日常手元に置かれ、お読みいただくことをお願いし、本書の作成・編集に携わってくださった方々に御礼申し上げます。

平成24年2月

一般社団法人北海道里親会連合会会長 広瀬清蔵